

静岡市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

静岡市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように定める。

令和5年2月20日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

(保有個人情報取扱業務登録簿)

第3条 市の機関等（市の機関（議会を除く。以下同じ。）及び市の設立に係る地方独立行政法人をいう。以下同じ。）は、個人情報を取り扱う業務（市の財産区に関するものを含む。以下「個人情報取扱業務」という。）について、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「登録簿」という。）を備え付けなければならない。

- (1) 業務の名称
 - (2) 保有個人情報の保有の根拠となる法令又は条例
 - (3) 保有個人情報の利用目的
 - (4) 保有個人情報に記録される項目及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。）として保有個人情報に記録される個人の範囲
 - (5) 保有個人情報に記録される項目に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める事項
- 2 市の機関等は、個人情報取扱業務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱業務について登録簿に登録しなければならない。
- 3 市の機関等は、個人情報取扱業務を廃止し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、

登録簿の当該個人情報取扱業務に係る登録を抹消し、又は変更しなければならない。

4 市の機関等は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(開示情報)

第4条 法第78条第2項において読み替えて適用する同条第1項に規定する開示することとされている情報として条例で定めるものは、静岡市情報公開条例(平成15年静岡市条例第4号)第7条第1号ウ(氏名に関する情報に限る。)及びエに掲げる情報とする。

(開示請求に係る手数料等)

第5条 法第89条第2項の規定により市の機関又は市の財産区に関して納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により保有個人情報が記録された地方公共団体等行政文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成に要する費用の範囲内で市規則で定める額を負担しなければならない。

3 法第87条第1項の規定により保有個人情報が記録された地方公共団体等行政文書(電磁的記録に限る。)の開示を受ける者は、当該地方公共団体等行政文書の複写、複製等に要する費用の範囲内で市規則で定める額を負担しなければならない。

(開示請求書の記載事項)

第6条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、市規則で定める事項を記載することができる。

(開示決定等の期限)

第7条 法第83条第1項の規定にかかわらず、開示決定等は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第8条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市の機関等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報につ

いては相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関等は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第9条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、2万1,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
- (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
- (2) 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 1万2,600円
(静岡市情報公開・個人情報保護審議会への諮問)

第10条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、静岡市情報公開及び個人情報の保護の総合的な推進に関する条例(平成19年静岡市条例第11号)第17条に規定する静岡市情報公開・個人情報保護審議会に諮問するものとする。

- (1) この条例を改正し、又はこの条例を廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定による措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(旧条例の廃止)

- 2 静岡市個人情報保護条例（平成17年静岡市条例第9号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の静岡市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項又は第56条第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2項に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前項の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1項に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において旧実施機関の職員であった者のうち、同日において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 施行日の前日において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

- 4 施行日の前日までに旧条例第15条、第27条第1項又は第34条第1項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

- 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日の前日において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6項第1号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は施行日の前日において旧実施機関の職員であった者

(2) 附則第3項第2号に掲げる者

- 6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日の前日において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5項に規定する保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 7 旧条例の規定が廃止される前にした違反行為の処罰については、当該廃止の後も、なお従前の例による。

(静岡市情報公開及び個人情報の保護の総合的な推進に関する条例の一部改正)

8 静岡市情報公開及び個人情報の保護の総合的な推進に関する条例（平成19年静岡市条例第11号）の一部を次のように改める。

第5条中「個人情報」の次に「、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき」を加える。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第19条第1項第2号を次のように改める。

（2）静岡市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年静岡市条例第 号）第10条及び静岡市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年静岡市条例第 号）第51条の規定による諮問に関する事項